

物流業における  
新型インフルエンザ対策ガイドライン  
最終マニュアル

社団法人 日本物流団体連合会



## はじめに

2009年4月にメキシコで発見された新型インフルエンザ（H1N1型、豚由来）は、北米を中心にまたたく間に世界各国へと感染拡大をし、わが国でも2009年12月初旬までに死者数100人超（疑い例を含む）、累計推定患者数も1,400万人以上に至っています。11月30日～12月6日の医療機関からの定点報告数は31.82人となり、はじめて対前週で大幅な減少をみましたが、これからの厳冬期に向け、依然として警戒すべき状況が続いています。

このH1N1型インフルエンザは、大流行の一方で弱毒性ということもあり、医療現場でのワクチン接種や、教育現場での学級閉鎖等については混乱もみられましたが、これまでのところ社会機能全般としては概ね滞りなく維持されています。

しかしながら、従前より懸念されている、鳥由来のH5N1型強毒性新型インフルエンザ発生の可能性がなくなったわけではありません。H5N1型がいつどこで発生し、感染拡大をするかは今もって不明なままです。もし、H5N1型が発生し感染拡大した場合には、企業や社会に対する影響はH1N1型を凌駕するものになることが予想されています。

日本物流団体連合会では、平成21年8月下旬に、H1N1型インフルエンザを念頭においた感染防止策を中心にまとめた「準備マニュアル」を発表しました。それに引き続きこのたび発表の「最終マニュアル」では、従来より発生が危惧されている、鳥由来のH5N1型強毒性新型インフルエンザについての対策について整理しています。

鳥由来のH5N1型強毒性新型インフルエンザ対策については、政府も以前より検討を重ねており、「新型インフルエンザ対策ガイドライン」（新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議、平成21年2月17日）のなかで、「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」としてまとめられています。しかしながら、個々の事業者の対策は、当然ながら業態や規模によって異なってくるものと考えられます。

そこで物流連では、この「最終マニュアル」について、業態にとらわれず共通して活用ができ、かつ明解な内容を目指し、マニュアルの作成に取り組みました。また、物流事業者の中で多数を占めると言われている中小規模の事業者に焦点を当て、事業の存続に向けての対策と、社会機能維持者としての対策の両面において、BCP（Business Continuity Plan＝事業継続計画）を策定する際の「手順・項目・ポイント」を整理しました。

鳥由来のH5N1型強毒性新型インフルエンザにより予想される社会的混乱に対して、物流事業者の事業が維持、継続され、ライフラインを支える物流業界全体としても、その社会的要請に応えられるよう、先の「準備マニュアル」と共にご活用頂きたく存じます。

最後に、「準備マニュアル」に引き続き「最終マニュアル」の作成におきましても、元国立感染症研究所研究員で現在 日本経済団体連合会 21世紀政策研究所シニアアソシエイトの岡田晴恵先生、㈱インターリスク総研 研究開発部長の本田茂樹様、BCI日本支部代表で㈱インターリスク総研 研究開発部主任研究員の篠原雅道様に、専門的な見地からご指導およびアドバイスを頂きました。この場を借りまして改めて厚く御礼申し上げます。

2009年12月



## 目 次

1 . 最終マニュアルの目的と位置づけ	1
2 . B C P ( 事業継続計画 ) の概要	3
( 1 ) B C P ( 事業継続計画 ) とは	3
( 2 ) B C P 策定の目的・視点	3
( 3 ) B C P の種類	3
3 . B C P の策定手順及び内容	5
手順 1 : 準備マニュアルにおける準備・対策事項を確認する。	6
手順 2 : 事業継続計画 ( B C P ) 策定の基本方針を定める。	6
手順 3 : 重要業務を選定する。	8
手順 4 : 重要業務の継続に必要な資源を洗い出し、その調達方法 ・手段を確保する。	9
手順 5 : 事業を縮小・停止する場合の基準ないし条件について整理する。	9
手順 6 : 拡大期における事業継続のための作業体制を決めておく。	10
手順 7 : B C P を文書・冊子としてとりまとめ、社内での周知徹底を図る。	11
4 . B C P の策定・運用にあたっての留意事項	12
( 1 ) 策定・運用にあたっての留意事項	12
( 2 ) 社会機能維持者としての B C P の策定・運用について	16
5 . B C P ( 経営者 ) 以外の対策における留意事項	18
( 1 ) 衛生管理責任者	18
( 2 ) 現場管理責任者	19
( 3 ) 従業員及び家族	20

## 参考資料編

- 1．経営者（総務・人事担当者）の準備事項及び点検・チェックリスト
- 2．強毒性新型インフルエンザ（H5N1型）と季節性・弱毒性の違い
- 3．社会機能維持者の分類・具体例と重要業務特定の視点
- 4．強毒性（H5N1型）プレパンデミックワクチンとパンデミックワクチン
- 5．人から人への感染経路
- 6．感染者を出した事業所が特定すべき「濃厚接触者」

# 1. 最終マニュアルの目的と位置づけ

## 感染拡大期以降の対策も含めてとりまとめ

準備マニュアルでは、物流事業者が国内発生早期までに準備・実施しておかなければならない、必要最低限の準備事項を整理しました（ステップ1～2）。

この最終マニュアルでは、準備マニュアルで整理した、必要最低限の準備事項が実施できていることを前提として、感染拡大期以降における対策についても、実践にあたってのポイント・留意点を整理しています（ステップ3）。

## 経営者による事業継続計画（BCP）策定が重要

感染拡大期に入ってからの方策としては、準備段階から実施してきた対策事項を継続・徹底していくとともに、これまで準備してきた対策を実行に移すことが基本となります。

とくに、実際に感染拡大期に入ってから、必要な対策をスムーズに実践できるようにするためには、経営者が準備段階から検討してきた対応方針や必要な対策を、あらかじめ事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）としてとりまとめて社内に周知し、必要なときにすぐに発動できるようにしておくことがきわめて重要です。

この最終マニュアルでは、経営者が事業継続計画（BCP）を策定するにあたっての手順・内容とポイント、策定・運用にあたっての留意事項を中心に整理しています。

## 経営（企業活動）の維持・存続や企業の社会的責任遂行の視点が重要

準備マニュアルでは、まず従業員の感染防止および社内（従業員）間での感染拡大防止という視点から、必要最低限の準備事項について整理しました。

経営者は次のステップとして、感染拡大期以降の方策として、社外への感染拡大の防止や、経営（企業活動）の維持・存続、さらに企業の社会的責任遂行という視点から、BCPを策定していく必要があります。最終マニュアルでは、これらの視点からの対策を含めて、整理しています。

## 鳥由来の強毒性（H5N1型）の発生を想定

準備マニュアルでは、2009年春に発生した豚由来の弱毒性新型インフルエンザ（H1N1型）を念頭に、ウイルスの毒性の強弱にかかわらず、物流事業者として必要最低限とすべき対策を整理しました。

しかし経営者は危機管理上最悪の事態を想定しておくことが重要であり、現在流行中の弱毒性（H1N1型）だけではなく、将来における鳥由来の強毒性（H5N1型）新型インフルエンザの発生も想定して、BCPを策定する必要があります。

この最終マニュアルでは、主に強毒性（H5N1型）流行時を想定した対策を整理しています。

図表1 対策の概要と流れ



## 2. B C P（事業継続計画）の概要

### （1）B C P（事業継続計画）とは

B C P（Business Continuity Plan：事業継続計画）とは、企業が地震や大火災、新型インフルエンザの大流行等の緊急事態に備えて、普段から「緊急時にどの事業を継続させるのか」「そのために何を準備し、どのように継続するのか」などを検討し、企業にとって中核となる事業を継続するための対策をとりまとめた計画のことです。<sup>注1)</sup>

新型インフルエンザが感染拡大期に入ってから、物流事業者が必要な対策をスムーズに実行するためには、経営者が企業の危機管理の一環として、新型インフルエンザの発生・流行を想定したB C Pを早期に策定しておく必要があります。

注1)「中小企業B C P策定運用指針を用いた新型インフルエンザ対策のための中小企業B C P（事業継続計画）策定指針」（中小企業庁、平成21年3月）p15。

### （2）B C P策定の目的・視点

B C Pは策定すること自体が目的ではありません。B C P策定の目的・視点としては、社内外での感染拡大防止のほか、経営（企業活動）の維持・存続、企業の社会的責任の遂行があり、経営者はこれらの目的・視点のもとでB C Pを策定する必要があります。

経営者は、上記の視点から、自社の業務を、a 社会的機能の維持のために継続しなければならない業務、b.縮小・停止する業務、c. 感染拡大期においても続ける業務に選別・分類することが、B C P策定のポイントとなります。

また、新型インフルエンザ対策のためのB C Pであるため、新型インフルエンザ発生時の社会的状況を想定し、地震や火災等の災害との違いを十分に踏まえたうえで、策定する必要があります。

### （3）B C Pの種類

国のガイドラインでは、事業継続の検討の項で、事業者・事業を、社会機能の維持に関わる事業者（社会機能維持者）、自粛が要請される事業者、その他の一般事業者、の3つに分類しています。自社・自事業がいずれに該当するかによって、策定するB C Pの内容も異なってきます。

の社会機能維持者とは、「2か月間事業を停止することにより、最低限の国民生活の維持が困難になるおそれのある事業者」とされています。<sup>注2)</sup>社会機能維持者は、まん延期においても、社会機能維持のための重要業務を継続することが求められます。

のその他の一般事業者の場合は、自社に可能な範囲で、企業としての維持・存続を図るために必要最低限の事業継続を図っていくことになります。

社会機能維持者の場合は社会的責任遂行の視点、その他一般事業者の場合は、企業活動（経営）の維持・存続の視点からの対策にウェイトを置いたB C P策定が必要となります。

注2)「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議、平成21年2月17日）p109。

図表 2 - 1 事業継続計画における地震災害と新型インフルエンザの相違

項目	地震災害	新型インフルエンザ
事業継続方針	・できる限り事業の継続・早期復旧を図る。	・感染リスク、社会的責任、経営面を勘案し、事業継続のレベルを決める。
被害の対象	・主として、施設・設備等、社会インフラへの被害が大きい。	・主として、人に対する被害が大きい。
地理的な影響範囲	・被害が地域的・局所的(代替施設での操業や取引事業者間の補完が可能)	・被害が国内全域、全世界的となる(代替施設での操業や取引事業者間の補完が困難)
被害の期間	・過去事例等からある程度の影響想定が可能。	・長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難。
災害発生と被害抑制	・主に兆候がなく突発する。 ・被害量は事後の制御不可能。	・海外まで発生した場合、国内発生までの間、準備が可能。 ・被害量は感染防止策により左右される。
事業への影響	・事業を復旧すれば業績回復が期待できる。	・集客施設等では長期間利用客等が減少し、業績悪化が懸念される。

出所)「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」(新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議、平成 21 年 2 月 17 日)

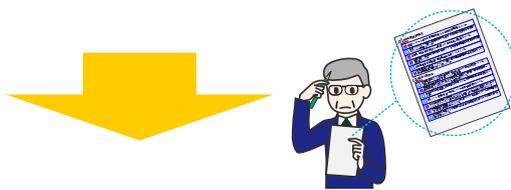
図表 2 - 2 重要業務特定の視点

事業者の区分	重要業務の評価指標例
一般の事業者	医療従事者または社会機能の維持に関わる事業者の重要業務に関連する業務
	経営上重要な業務(顧客・市場、株価、財務、コンプライアンス等の視点から)
	上記の業務を遂行するための基盤的な業務(人事、施設管理、ITシステム管理等)
社会機能の維持に関わる事業者	新型インフルエンザの流行期間(国内発生から小康状態までの2カ月間程度)停止すると、国民生活に多大な影響を与えるような業務

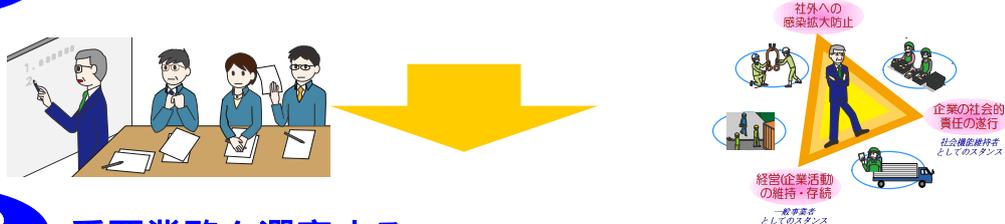
出所)「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」(新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議、平成 21 年 2 月 17 日)

### 3. BCPの策定手順及び内容

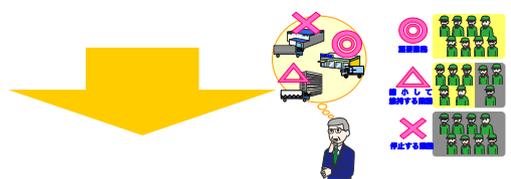
**手順1** 準備マニュアルにおける準備・対策事項を確認する。



**手順2** 事業継続計画（BCP）策定の基本方針を定める。



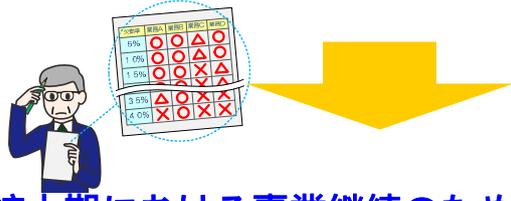
**手順3** 重要業務を選定する。



**手順4** 重要業務の継続に必要な資源を洗い出し、その調達方法・手段を確保する。



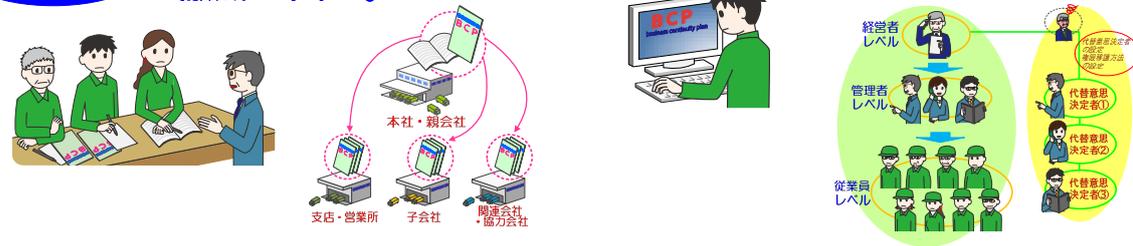
**手順5** 事業を縮小・停止する場合の基準ないし条件について整理する。



**手順6** 拡大期における事業継続のための作業体制を決めておく。



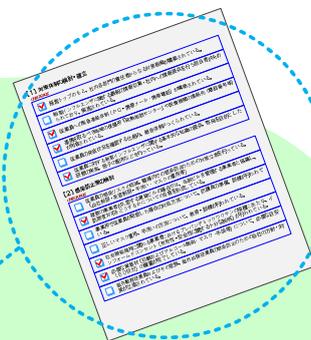
**手順7** BCPを文書・冊子としてとりまとめ、社内での周知徹底を図る。



## 手順1 準備マニュアルにおける準備・対策事項を確認する。

経営者（総務・人事担当者）の準備・対策事項はできているか、確認しましょう。

- ➡すでに検討・実施済みの項目については、その結果をBCPに書き込みましょう。
- ➡まだ実施していない項目があれば、できるだけ早く着手・実施するようにしましょう。
- ➡巻末参考資料編1の「経営者の準備事項」及び「点検・チェックリスト」を参照してください。実施済みの項目が多いほどBCPの策定は容易になります。



## 手順2 事業継続計画（BCP）策定の基本方針を定める。

自社におけるBCP策定の目的ないし位置づけを明確にしましょう。  
（なんのためにBCPを策定するのか）

- ➡BCPを策定する目的、位置づけとしては、**社外への感染拡大防止**、**経営（企業活動）の維持・存続**、**企業の社会的責任の遂行**の3点があります。これらをどのようにバランス、ウェイト付けするのか、経営者として基本方針を定める必要があります。
- ➡後述の「**社会機能維持者**」としての役割を想定する場合は、**にウェイトを置く**ことになります。



**自社ないし自社の事業の位置づけを確認しましょう。**

- ➡ 国のガイドライン(行動計画)<sup>注)</sup>において、企業(事業者)は、**拡大期(まん延期)**においても**事業継続が求められる、社会機能維持に関わる事業者(社会機能維持者)**、**自粛が要請される事業者**、**それ以外の一般事業者**、の3種類に分けられています。
- ➡ 物流事業者の場合、社会機能維持者、または一般事業者に該当すると考えられます。一般事業者として、経営の維持存続に必要な業務に絞って事業を継続するスタンスをとるのか。それとも、社会機能維持に関わる事業者としての役割まで担い、まん延期においても社会機能維持業務を継続していくというスタンスをとるのか。**経営者が企業としての対応スタンスを決めておく必要があります。**
- ➡ いずれに該当するのか(いずれのスタンスをとるのか)によって、BCPの内容も変わってきます。BCPには2種類あることに留意して下さい。

注) 本冊子において、「国のガイドライン」とは、「**新型インフルエンザ対策ガイドライン**」(新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議、平成21年2月17日)を指します。



### 手順3 重要業務を選定する。

自社の事業（業務）を、拡大期（まん延期）においても継続する重要業務と、それ以外の縮小・停止する業務に選別しましょう。

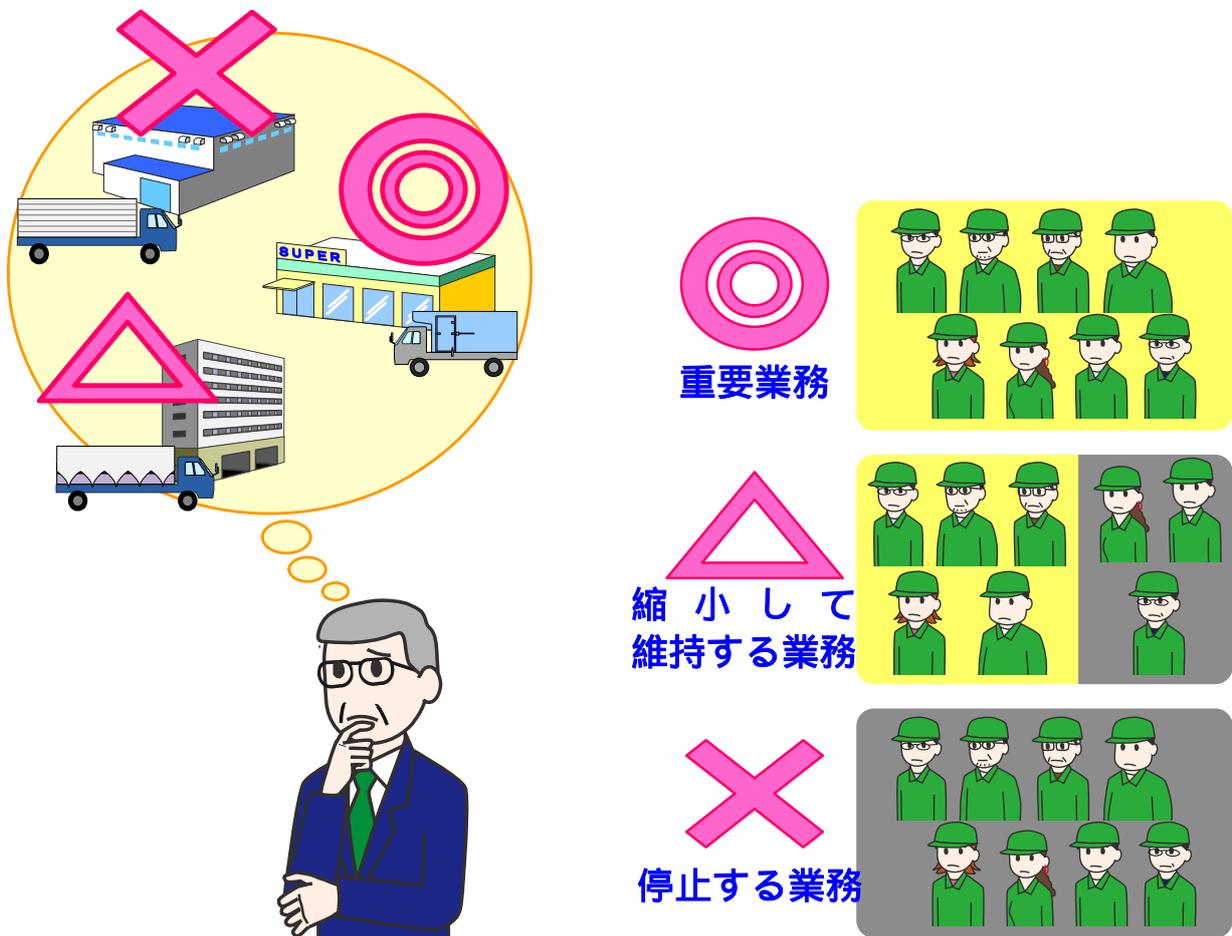
- ➡ 自社の事業（業務）を、あらかじめ「これまでどおり続けること」と「縮小しながら続けること」、「やらないこと」に分けておきましょう。

一般事業者の立場では、企業としての経営の維持・存続の観点から選定します。

- ➡ 経営の維持・存続のための収入を確保する必要性に鑑み、経営者が自社の経営判断として選定します。
- ➡ 売上高やシェア、取引先荷主から事業の継続・維持を求められているかといった点から判断します。

社会機能維持者の立場では、企業の社会的責任遂行の観点から選定します。

- ➡ 社会のために企業が継続しなければならない社会的必要性に鑑みて選定します。なお、国や自治体と事業者団体の協定に基づき、社会機能維持者として指定を受け、なんらかの業務実施の要請を受ける可能性があります。
- ➡ 自社の事業、業界では、具体的にどのような業務を指定・要請されることがありうるのか。自社が指定・要請を受けることもあるのか、自社の関係する業界団体や自治体を通じて確認しましょう。



## 手順4

重要業務の継続に必要な資源を洗い出し、その調達方法・手段を確保する。

**重要業務の継続に不可欠な資源を洗い出しましょう。**

- ➡重要業務の継続に必要なヒト（労働力）、モノ（燃料、補修用部品等）、カネ（運転資金：土地・建物の賃料や従業員の給料等）を整理しましょう。

**2か月分程度を目安として、上記資源の必要量を算出しましょう。**

- ➡最悪のケースとして、2か月間の事業停止を想定しましょう。

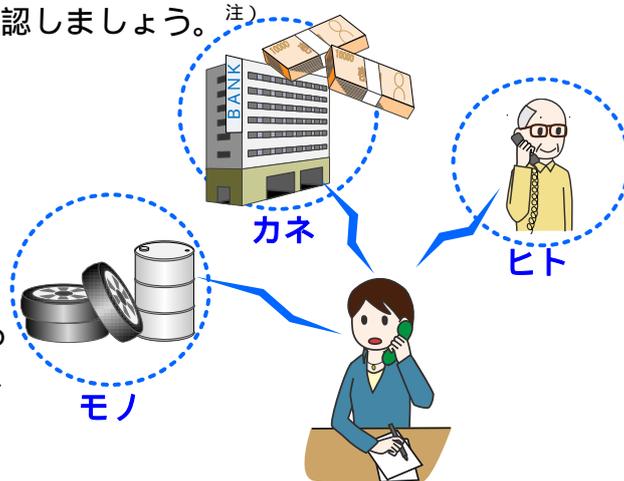
**洗い出した資源につき、従業員の欠勤を想定した調達方法・手段を確保しましょう。**

- ➡ヒト（労働力）については、OB等の外部要員の調達ルートを確認しましょう。

- ➡カネ（運転資金）については、国のガイドラインのなかでは、中小企業向けの支援策が検討されることになっていますが、既存の制度ではどのような制度が利用できるのか、その内容や条件を確認しましょう。<sup>注)</sup>

- ➡**社会機能維持者**として指定・要請を受けた場合、拡大期（まん延期）にも業務継続が求められるため、確実な調達方法・手段が求められることに留意しましょう。

注)「新型インフルエンザA(H1N1)対策のための事業継続計画(中小企業庁、平成21年9月)参考2。



## 手順5

事業を縮小・停止する場合の基準ないし条件について整理する。

**従業員の欠勤率、社会状況、荷主側の事情に応じて、どのような条件、基準のもとで事業を縮小・停止するのかを、あらかじめ検討・整理しておきましょう。**

- ➡欠勤率（40%程度までを想定）に応じて、事業の縮小・停止を判断できるようにしておきましょう。

- ➡**社会機能維持に関する事業**については、拡大期（まん延期）にも通常どおりの業務継続が求められることに留意しましょう。

- ➡ある程度取引先荷主が決まっており、荷主がBCPを作成しているのであれば、その内容を確認し、それにあわせて策定しましょう。



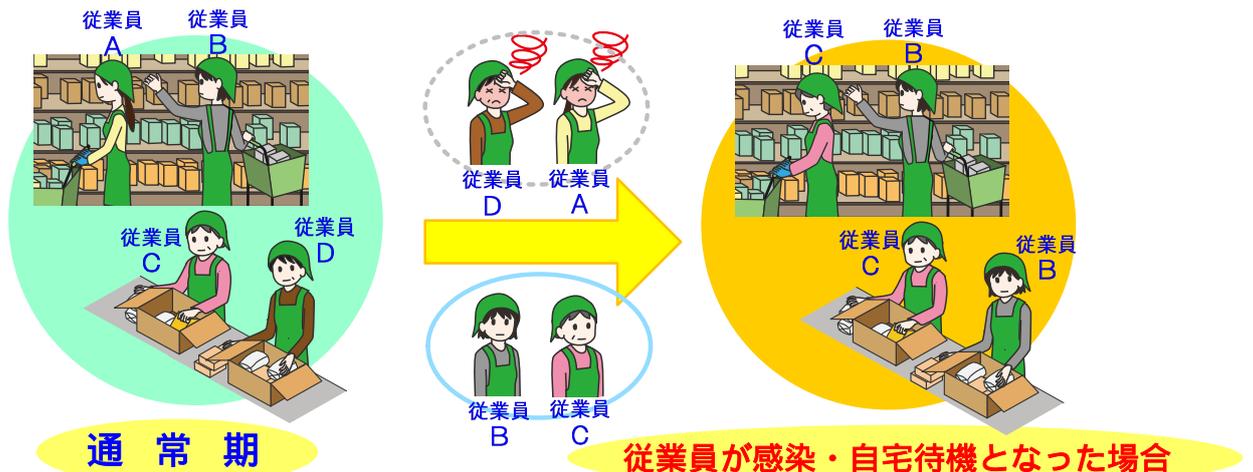
欠勤率	業務A	業務B	業務C	業務D
5%	○	○	△	○
10%	○	○	△	○
15%	○	○	×	△
35%	△	○	×	×
40%	×	○	×	×

## 手順6 拡大期における事業継続のための作業体制を決めておく。

拡大期に従業員の欠勤率、感染した従業員の回復状況に応じて、どのような勤務、作業体制で事業を継続するかを決めておきましょう。

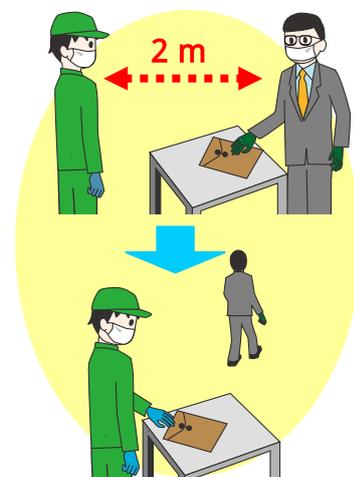
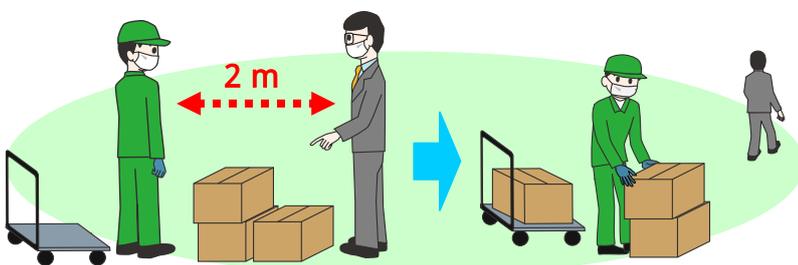
- ➡ 欠勤率(40%程度までを想定)に応じた勤務、作業体制を検討しましょう。
- ➡ シフト制、複数班による交替勤務制(自宅待機班と勤務班に分けて交替勤務し、同時感染を避けるようにしましょう。)
- ➡ 在宅勤務ができる従業員がいれば、在宅勤務も検討しましょう。
- ➡ クロストレーニング制(従業員が感染、自宅待機となった場合に備え、一人の従業員が複数業務を担当できるようにしましょう。)
- ➡ 一度感染した従業員は免疫ができるため、再度感染する可能性は低く、勤務に復帰させることが可能になります。業務を継続するために、感染従業員の健康状態を確認できるようにしておき、回復後は勤務に復帰させ、通常レベルでの操業、勤務体制への早期復帰を図りましょう。

### <クロストレーニング制>



### 安全な書類・貨物の受け渡し方法を検討しましょう

- ➡ 飛沫感染を避けるための対人距離の確保、接触時のマスク着用を徹底しましょう。
- ➡ 直接接触が避けられるような受け渡し方法を検討しましょう。
- ➡ 取引先荷主や事業者(元請、協力事業者)とも十分調整のうえ、検討しましょう。



## 手順7

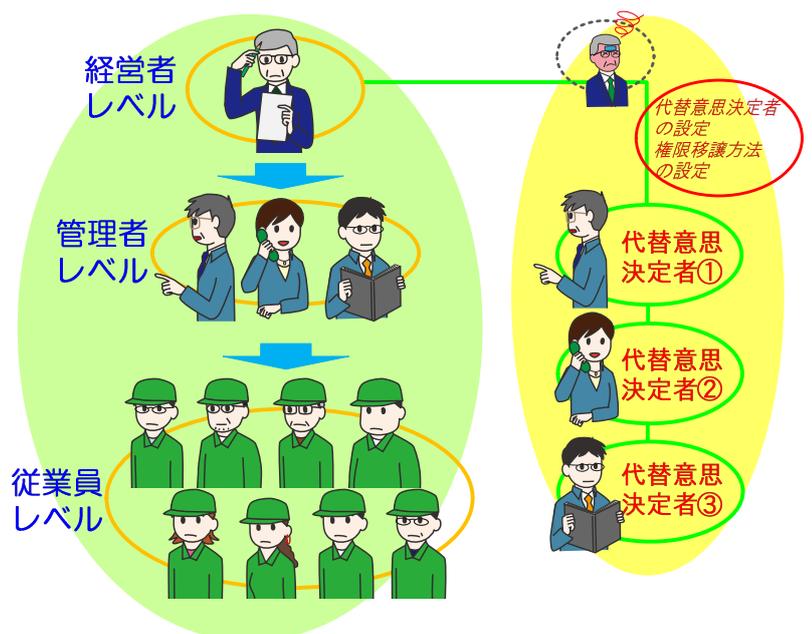
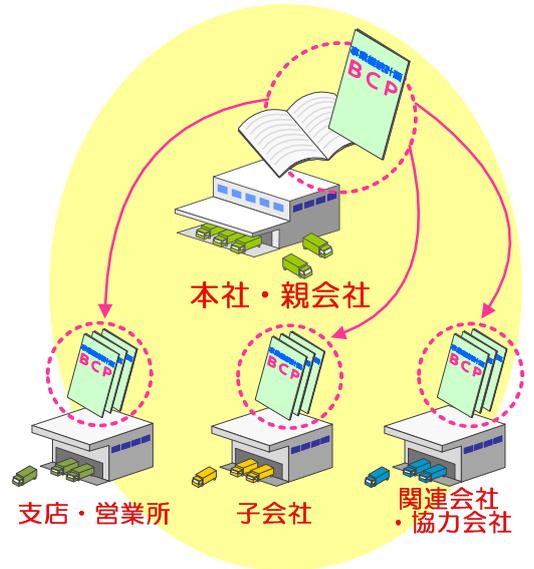
BCPを文書・冊子としてとりまとめ、社内での周知徹底を図る。

**BCPを文書・冊子としてとりまとめ、会社全体で事業継続についての考え方を共有できるようにしておきましょう。**

- ➡管理責任者レベルへの説明・研修、従業員への文書・冊子の配布を行い、会社全体、従業員全員にBCPを周知・徹底させましょう。
- ➡支店・営業所のほか、関連会社、協力会社まで含めて、BCPを普及させましょう。

**意思決定者に変更があった場合にも、スムーズに発動・実行できるようにしておきましょう。**

- ➡BCPの発動主体となる経営トップが感染した場合等に備え、あらかじめ代替意思決定者とその順番を決めておきましょう。

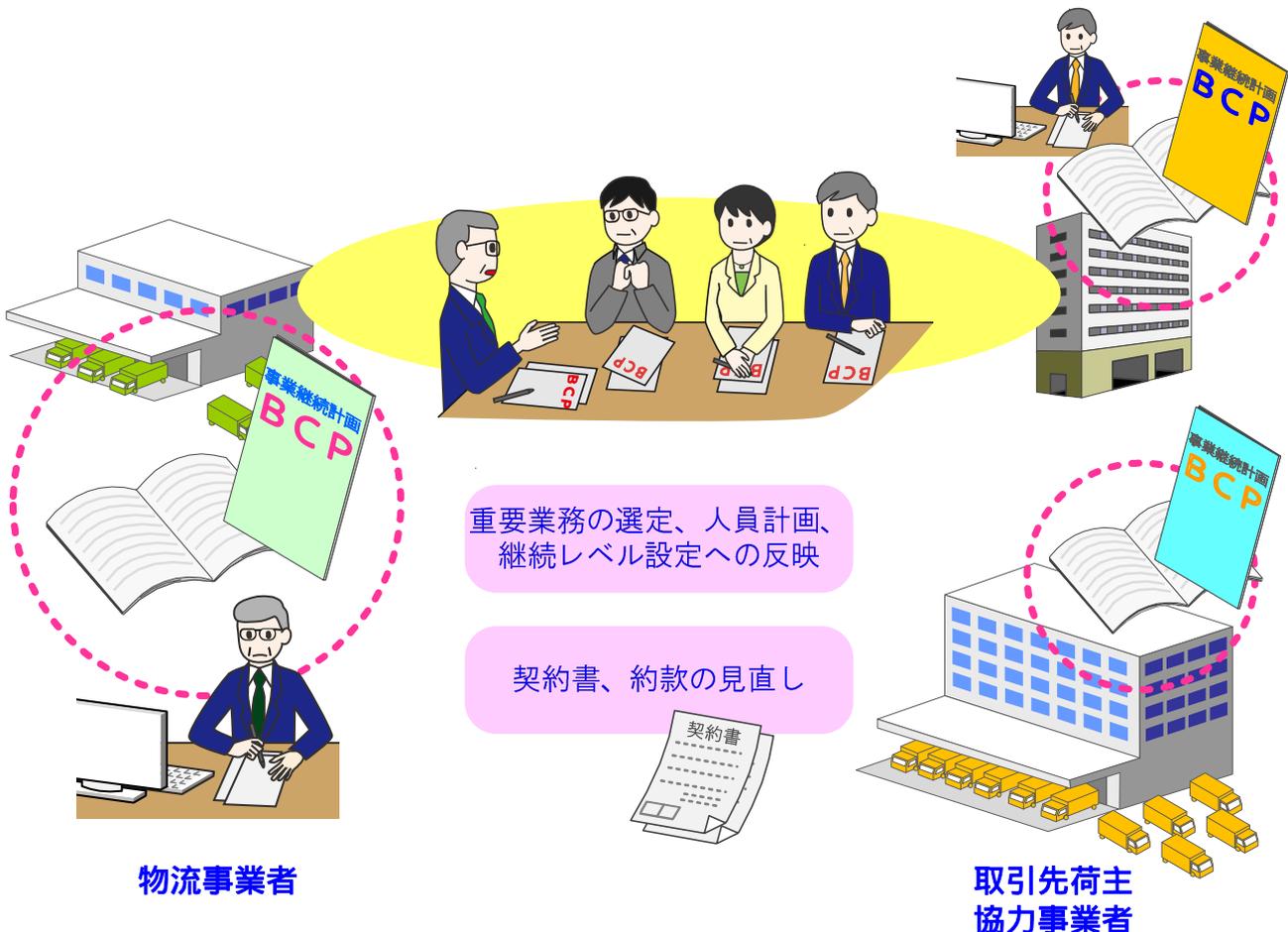


## 4. BCPの策定・運用にあたっての留意事項

### (1) 策定・運用にあたっての留意事項

#### ポイント 1 取引先荷主・事業者との調整（リスク・コミュニケーション）を図る。

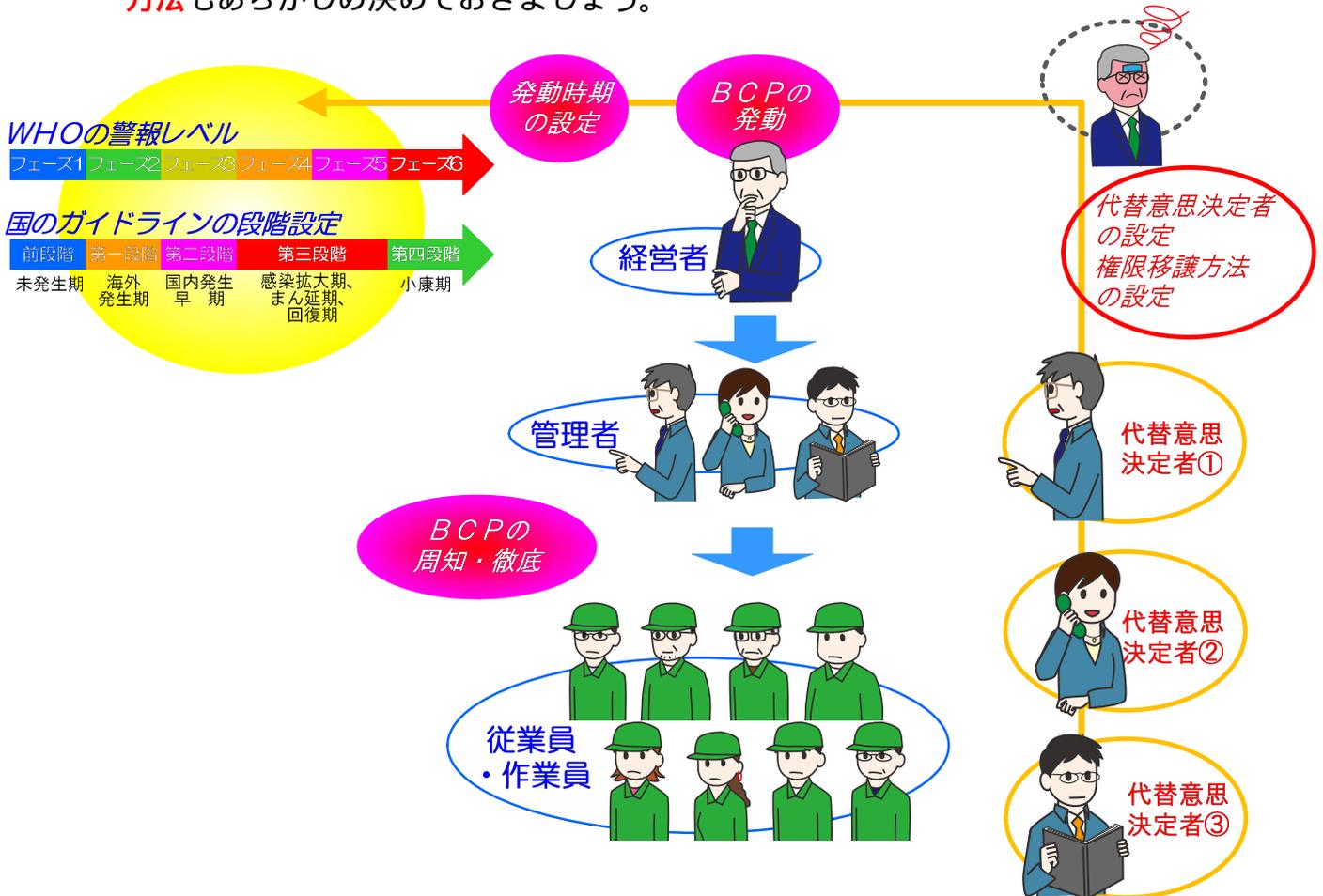
- ➡ 重要業務を選定し、限られた人員・資源で事業を継続していくうえでは、**主要な取引先荷主の事業継続方針、BCPを確認**しておくことが重要です。
- ➡ 取引先荷主の選定した重要業務、人員計画に合わせて、自社のBCPを策定することで、限られた人員・資源を有効に活用しながら、顧客の信用維持を図ることができます。
- ➡ 感染拡大期には、当初の契約・約款どおりの事業継続が困難になることも予想されます。取引先荷主と**契約書や約款について確認**し、必要に応じて見直しを検討しましょう。
- ➡ また、自社の事業継続のために、他の事業者による協力が必要な場合は、これらの事業者ともあらかじめ調整のうえ、BCPを策定する必要があります。



ポイント  
2

発動主体・時期を設定する。

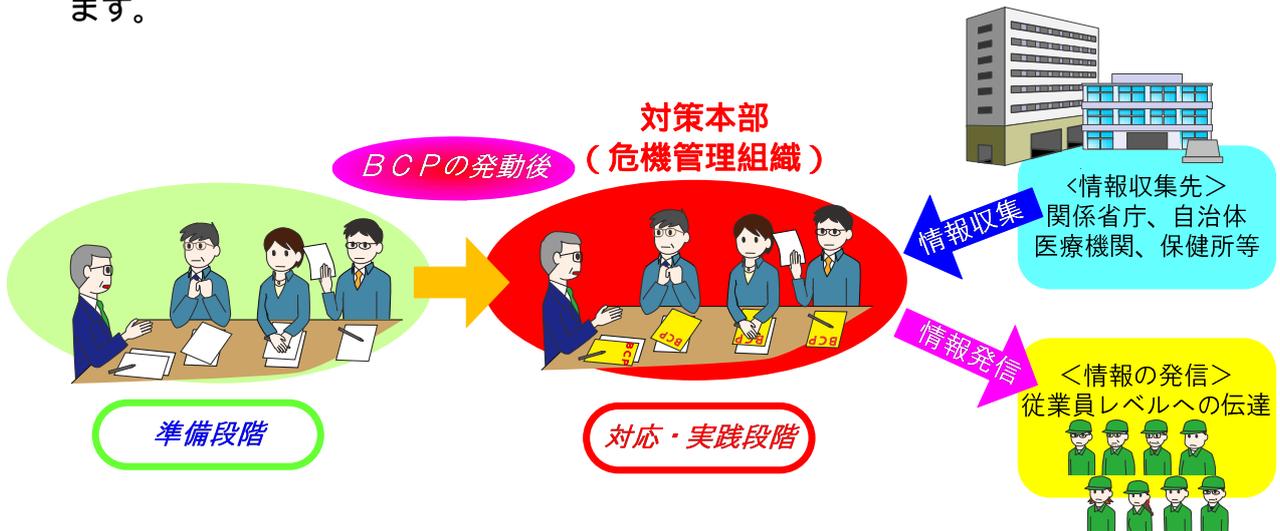
- あらかじめ **BCPを発動する時期、基準**を定めておきましょう。国のガイドラインやWHOで設定されている段階に合わせて発動するののひとつの方法です。
- **BCPの発動主体**もあらかじめ決めておく必要がありますが、会社としての意思決定主体である経営トップ（社長）とするのがベストです。発動主体となる経営者が感染等により不在となった場合に備えて、**代替意思決定者や権限移譲方法**もあらかじめ決めておきましょう。



ポイント  
3

### 対策本部（危機管理組織）を設置する。

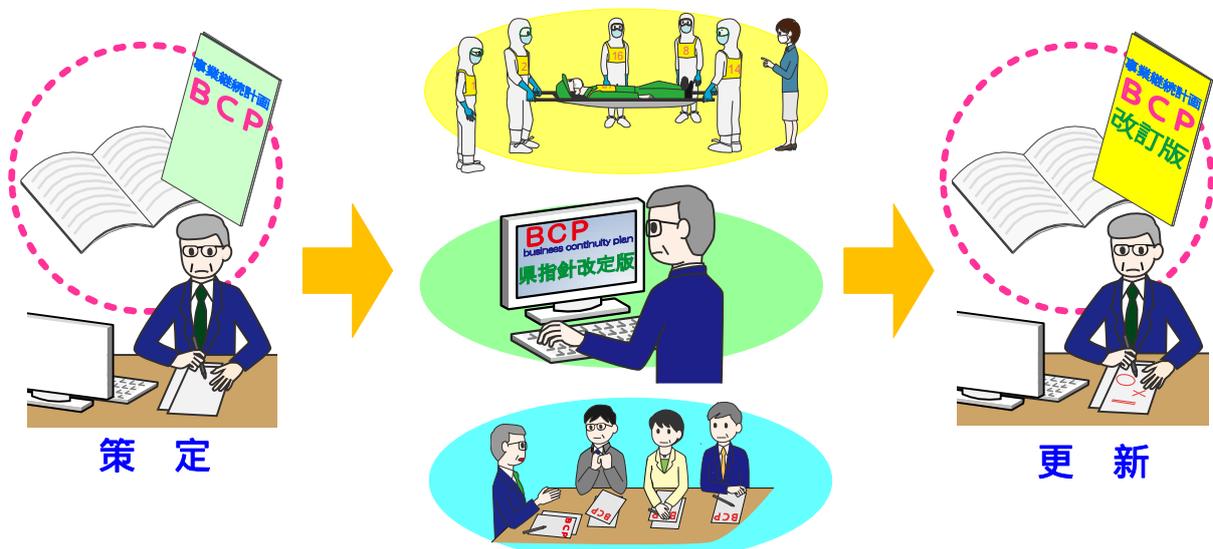
- ➡ 策定・発動したBCPを実際に運用する主体として、**対策本部（危機管理組織）の設置**が必要です。対策本部は、感染拡大期以降における情報の収集・発信主体としての役割も担います。
- ➡ 対策本部のメンバーには**経営トップと危機管理担当責任者**が必要です。準備段階に設置した対策会議のメンバーを中心とすれば、比較的スムーズに設置できます。



ポイント  
4

### 事前訓練及び更新・見直しを行う。

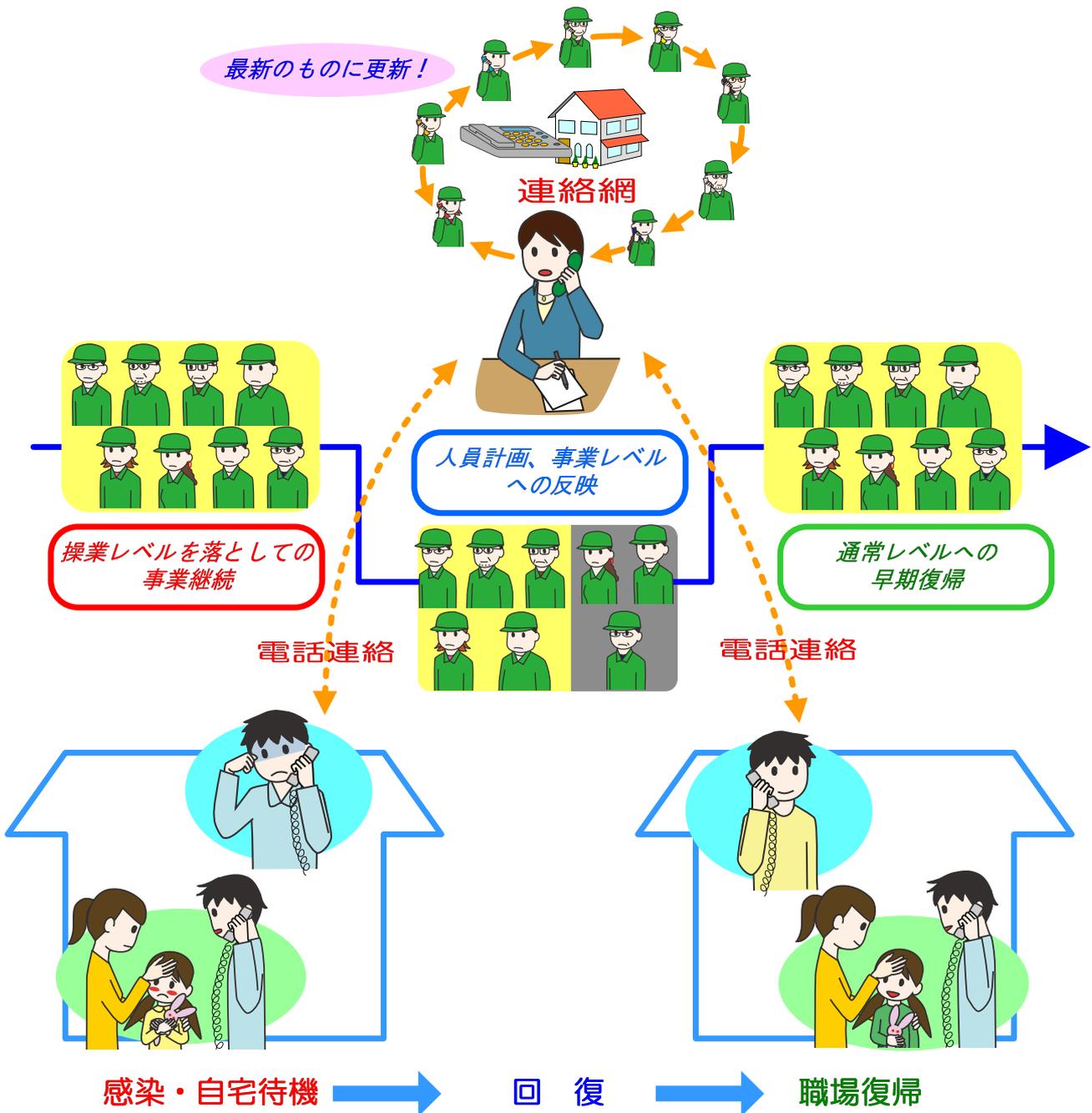
- ➡ 実際に感染拡大期に入ったときに、実行できない計画では意味がありません。BCPの実効性を高めるために、拡大期に入る前に**BCPの発動訓練**を行い、問題点・改善点を明らかにして、**BCPを更新**しておくことが望ましいといえます。
- ➡ また、実際の流行状況が当初の計画における想定と異なる場合や、国や自治体の対応指針、ガイドラインが変更された場合は、BCPも更新・見直しが必要になります。



5

従業員の連絡網を更新しておき、回復状況を把握する。

- ➡ 拡大期に入って、出勤できない従業員が増えた場合も、確実に必要な情報を伝達できるよう、**従業員の連絡網を常に最新のものに更新**しておきましょう。
- ➡ 一度感染した従業員は免疫ができるため、再度感染する可能性は低く、一定期間経過後に職場に復帰させることが可能です。なるべく高いレベルで事業を継続し、**通常レベルでの操業・勤務体制への早期復帰**を図るためにも、感染した従業員の回復状況を把握し、人員計画に反映できるようにしておく必要があります。



## (2) 社会機能維持者としてのBCPの策定・運用について

現在の国のガイドラインでは、社会機能維持者の具体的な業種が明示されておらず、物流事業者が社会機能維持者に該当するのかどうかは不明です。ただし、以前のガイドライン案では、社会機能維持者(ライフライン関係)として、物流業のいくつかの業種もあげられていたため、該当する可能性はあります(参考資料編3参照)。

仮に物流事業者が社会機能維持者としての事業継続を求められる場合、その条件として、以下の点がクリアになっている必要があります。これらの点は、今後行政・事業者団体のなかで調整・決定すべきものであり、これらの点が明らかにならない段階においては、中小物流事業者としては、さしあたって経営(企業活動)の維持・存続に重点をおいたBCPの策定に取り組みましょう。

ポイント

1

### 社会機能維持者としての指定・要請を受ける可能性

- ➡ 事業者団体と地方自治体との間で、地震等の災害発生時における緊急輸送等についての協定が締結されている場合、新型インフルエンザ発生時に、中小事業者であっても、社会機能維持者として事業者団体から業務遂行を要請される可能性はあるのか。
- ➡ 事業者団体から指定・要請を行う場合、どのような条件・基準のもとで、事業者を指定・要請するのか。また、要請された事業者は、原則として断ることはできないのか(会社の都合は無視されるのか)。
- ➡ 具体的にどのような内容の業務を要請されるのか(想定される業務の具体例)。

ポイント

2

### 強毒性(H5N1型)用のプレパンデミックワクチンの確保

- ➡ 社会機能維持者は、強毒性のまん延期においても通常どおりの業務継続を求められる。従業員の感染防止、安全配慮義務の観点から、強毒性の発生時には、業務継続に携わる従業員へのプレパンデミックワクチン(プレワク)接種が絶対条件となる。
- ➡ 国のガイドラインでは、「**社会機能の維持に関わる事業者は、あらかじめプレパンデミックワクチンの接種対象者数を検討する**」とされている。ただし、ワクチン接種の進め方についてのガイドラインは、第1次案(平成20年9月)が発表されて以降、まだ示されていない(参考資料編4参照)。
- ➡ 物流業界として、社会機能維持者としての事業継続を前提として、プレワクの接種対象者数を検討・集約のうえ、確保を要望するのか。

ポイント

### 3 業務遂行に係る費用負担及び補償問題

- ➡ 仮に事業継続に携わった従業員が感染・死亡した場合の補償についての取扱はどうするのか。労災と同様の取扱になるのか。
- ➡ 要請された業務継続に係る費用については、どのように算定するのか。通常の業務以上の水準価格で発注されるのか。

ポイント

### 4 中小企業向けの金融面での支援措置

- ➡ 国のガイドラインでは、「**新型インフルエンザ発生時における中小企業向けの金融対策については、国において適切な措置を講ずること**」とされているが、現段階では未定。
- ➡ 中小企業庁のBCP策定指針では、すでに実施している支援措置として、「**金融支援対策特別相談窓口の設置**」「**セーフティネット貸付(経営環境変化対応資金)の適用**」「**既往債務の返済緩和等の対応**」「**緊急保障の拡大**」をあげている。<sup>注)</sup>

注)「**新型インフルエンザA(H1N1)対策のための事業継続計画**」(中小企業庁、平成21年9月) 参考2。

ポイント

### 5 各種規制の弾力運用・緩和

- ➡ 国のガイドラインでは、「**国は、社会機能の維持に関わる事業者が事業継続体制を構築できるよう、新型インフルエンザ発生時において企業の一定の義務を免除する関係法令の運用面を含めた周知や、企業の義務を定める規定の各種規制の弾力運用等について検討を行うこと**」とされている。
- ➡ すでにいくつかの事業者団体から要望が出されているものの、現段階では行政側からの回答なし。

#### 【注意】

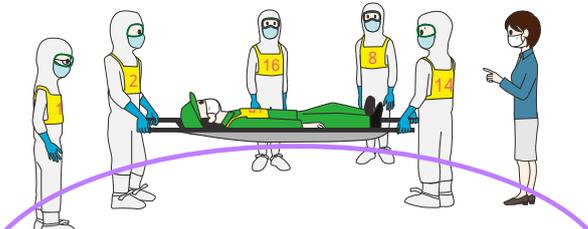
以上の社会機能維持者としてのBCPに関するポイントについては、行政等の指針などは、現時点では多くが不確定となっています。

事業者におかれましては、国・自治体や業界団体等からの情報把握に常に努められるとともに、適宜BCPを見直せるよう、社内体制の整備を図って下さい。

## 5. BCP（経営者）以外の対策における留意事項 （1）衛生管理責任者

### 職場で感染が疑われる従業員（疑似感染者）が発生した場合の 対応方法・手順

#### 準備・訓練

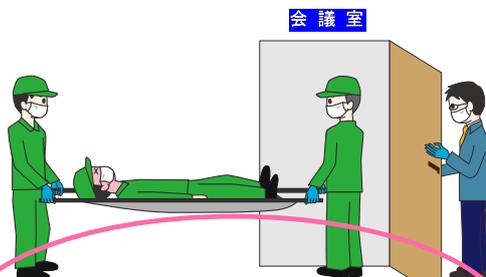


- ✓ 社内で発症者が出た場合の対応について、あらかじめ担当者（作業班）を決めて、訓練しておく。
- ✓ 感染予防に関する習熟訓練（正しいマスクの着用や廃棄方法、防護服の着脱方法等）の実施。

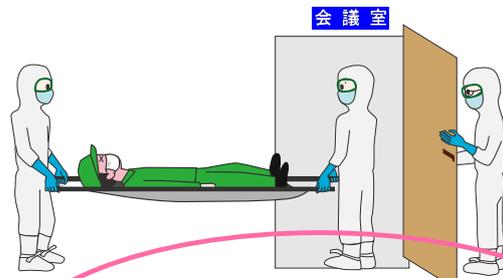
- ✓ 強毒性が疑われる場合は、防護服で対応。
- ✓ コスト面で調達が難しければ、雨ガッパ等での代用も可能。



#### 発症者（疑似感染者）の隔離

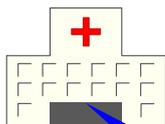


- ✓ 感染が疑われる従業員は、会議室等の隔離スペースに移動する。
- ✓ 隔離用の移動スペースはあらかじめ決めておく。

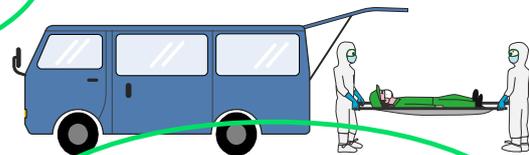


- ✓ 感染が疑われる従業員が自力で動けない場合、対応者は高性能マスク、ゴーグル、ゴム手袋、防護服等を装着のうえ、支援する。
- ✓ 感染が疑われる従業員には、マスクを着用させて支援。対応者への感染を防ぐ。

#### 医療機関への連絡・搬送

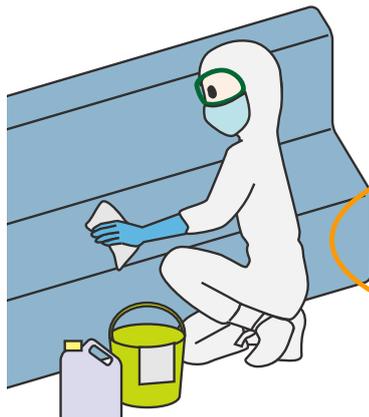


- ✓ 最寄りの医療機関、新型インフルエンザ相談窓口等に連絡、指示を受けて、感染が疑われる従業員を病院等に移動。



- ✓ 救急車の不足等により、社用車や自家用車による搬送指示がある場合、社用車や自家用車で、病院等へ移送。

#### 清掃・消毒

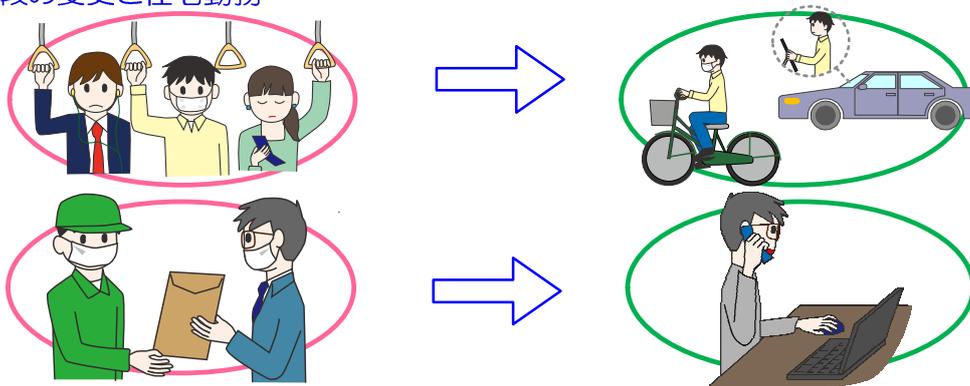


- ✓ 移送に使用した車両、職場内を消毒。
- ✓ 感染が疑われる従業員の、社内外の接触者を特定。

## (2) 現場管理責任者

### 感染拡大期における業務継続のための人員計画・人員確保策

#### ■通勤手段の変更と在宅勤務



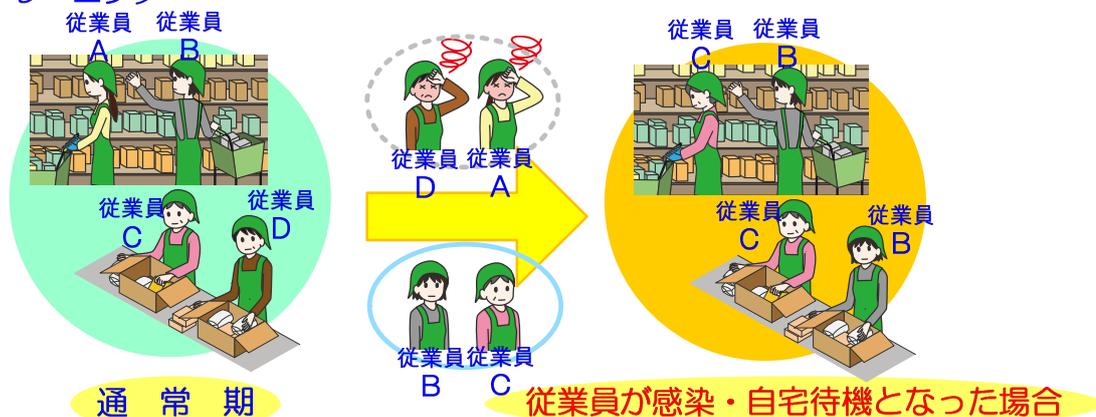
- ✓ 自家用車、自転車での通勤への変更、在宅勤務への移行により、通勤時の感染リスクを軽減。
- ✓ 在宅勤務が可能な従業員については、在宅勤務を実施。通信キャパシティや情報セキュリティの確保に留意。

#### ■班交代制（スプリットチーム制）



- ✓ 従業員を複数のグループに分けて、片方を自宅待機、片方を勤務させ、一定期間ごとに交替勤務。
- ✓ 就業しているグループの従業員から発症者が出た場合、自宅待機していた班が交替して勤務。

#### ■クロストレーニング



- ✓ 一人の従業員が複数の業務をこなせるような訓練（クロストレーニング）を実施。
- ✓ 重要業務の遂行に必要な従業員が感染した場合、社内の別の従業員が速やかに代替要員として勤務可能。

#### ■OB、協力会社等の外部からの代替要員による業務継続

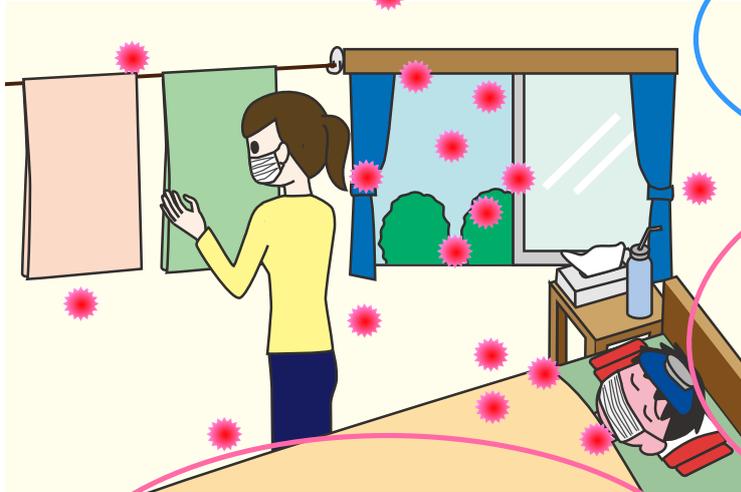


- ✓ 社内の他の従業員で代替要員を確保できない場合は、業務経験のあるOBなどの外部要員で対応。
- ✓ 人員不足時に協力要請できるOB、協力会社をあらかじめリストアップ。
- ✓ あわせてOBの資格、免許等の期限確認。

### (3) 従業員及び家族

#### 自宅療養・看護における留意点

#### 室内換気



- ✓ 窓を開けて換気し、室内のウイルス濃度を低下。
- ✓ 1時間に数回は換気。換気時は窓の外に人がいないことを確認。
- ✓ 室内の湿度は60%程度に保持。

#### 看護

- ✓ 水分補給用にスポーツ飲料を使用。ただし、下痢（脱水）症状があるときには、経口補水液（株大塚製薬 OS-1（オーエスワン））を使用。
- ✓ 15歳未満の子供には、解熱剤としてアセトアミノフェンのみ使用。脳症を避けるため、アスピリン系鎮痛剤は絶対に使用しない。

- ✓ 感染者（患者）は必ずマスクを着用。
- ✓ 看病する人は必ずマスクを着用。また、患者の症状に応じてゴーグル、手袋、ウイルス防御性のより高いマスク（N95型）を着用。
- ✓ 使用したマスクと手袋は捨てる（使い捨て）。



#### 清掃



- ✓ 患者の手が触れた場所、触れた可能性のある場所を消毒。
- ✓ 熱湯消毒（80℃以上10分）。
- ✓ 市販の塩素系漂白剤を薄めて使用（ドアノブ等は300倍に薄めて使用）。十分に換気をしながら使用。



- ✓ 患者の鼻水・痰のついた使用済みティッシュは、素手では触らず、ビニール袋に入れて口を縛ったうえで廃棄。
- ✓ 手袋やマスクは使用のたびに処分。
- ✓ ふたつきのゴミ箱は使用しない。（開閉時の風圧によるウイルスの飛散を避けるため）

#### 回復後



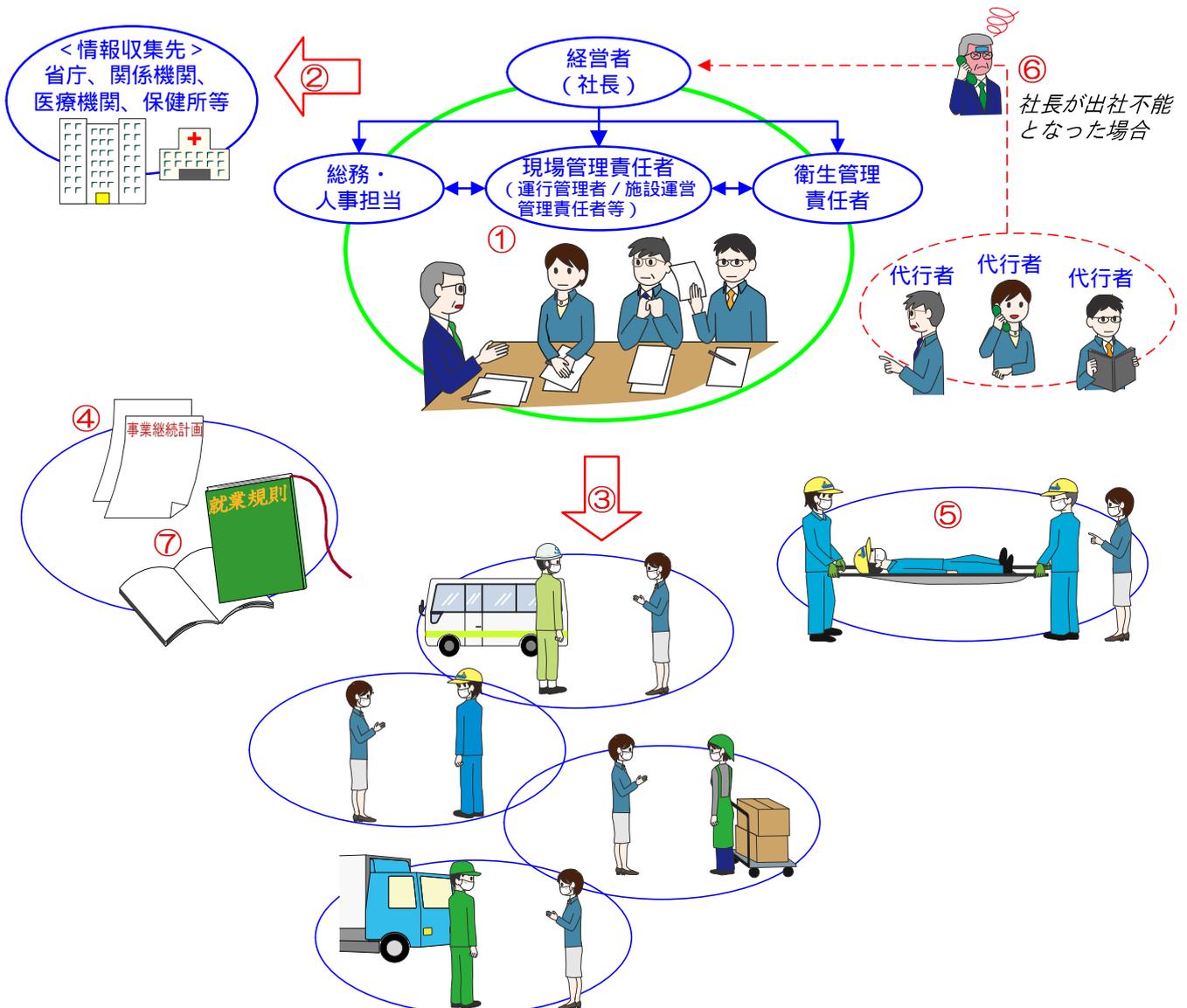
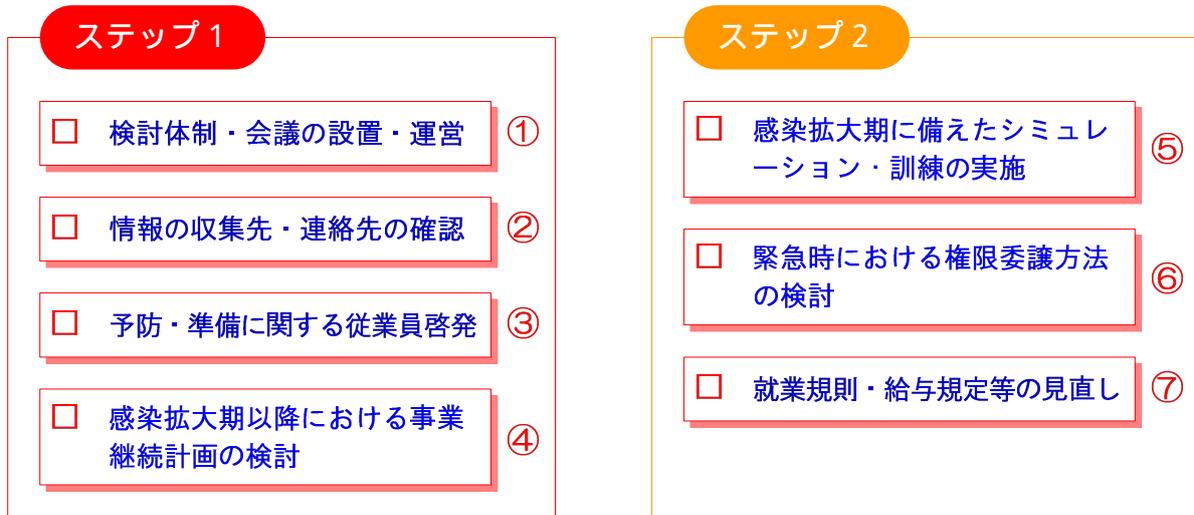
- ✓ 感染拡大を避けるため、解熱後もすぐには入社・通学しない。
- ✓ 会社や学校の指示に従い、一定期間は自宅待機。

# 參考資料編



# 1. 経営者（総務・人事担当者）の準備事項及び点検・チェックリスト

参考図表 1 - 1 経営者（総務・人事担当者）の準備事項及び点検・チェックリスト



## ステップ1でやるべきこと

### 検討体制・会議の設置・運営

- ・ 会議招集予定者を決めて、体制構築の周知を行ったか
- ・ 衛生管理責任者（あるいは担当者）を決めたか
- ・ 社内の役割分担を決めたか

### 情報の収集先・連絡先の確認

- ・ 国や自治体の情報収集先を把握しているか
- ・ 業界団体などの情報収集先・連絡先を把握しているか
- ・ 顧客の連絡先などの一覧整備を行っているか
- ・ 感染拡大等の社会情勢を把握しているか
- ・ 取引先の感染状況や経営状況等を把握しているか
- ・ 社内の緊急連絡網の策定と最新版への更新・周知を行っているか

### 予防・準備に関する従業員啓発

- ・ 感染防止策及び発症時の対応について従業員にアナウンスをしたか
- ・ 啓発用のポスター掲示、パンフレットやカードなどの配布を指示したか

### 感染拡大期以降における事業継続計画の検討

- ・ 検討会議でリスクや備蓄の検討を行い、計画を決定し周知徹底を図っているか
- ・ 備蓄すべき物資の備蓄場所や使用方法等のルール作りをしたか
- ・ 従業員の欠勤リスク者（児童やハイリスクの家族有無など）を把握しているか
- ・ （人員不足時に協力要請できる）OB や協力会社等をリストアップしたか
- ・ （人員不足時に協力要請できる）OB の免許・資格等の期限確認をしたか
- ・ 現在の営業内容と重要業務の確認をしたか
- ・ 出張削減等に伴う顧客対応・情報伝達方法などの方針決定をしたか
- ・ 出張自粛等の措置を復旧させる時期についての検討を行ったか
- ・ 2ヶ月程度の資金計画について検討しているか
- ・ 顧客におけるインフルエンザ対策（事業継続計画を含む）を把握したか

## ステップ2でやるべきこと

### 感染拡大期に備えたシミュレーション・訓練の実施

- ・ 社内の情報伝達方法などを立案し、周知したか
- ・ 全社・全従業員レベルでシミュレーションや訓練を行ったか

### 緊急時における権限委譲方法の検討

- ・ 責任者の発症時における権限委譲の体制を構築し、周知徹底を図っているか
- ・ 権限委譲における顧客や取引先などへの連絡体制は構築したか

### 就業規則・給与規定等の見直し

- ・ 人員不足時のシフトに伴う就業規則や給与規定の変更の準備はできているか
- ・ 自宅待機や出社停止時における手当支給などのルール作りはできているか
- ・ 労働組合等との合意は取れているか

資料)「物流業における新型インフルエンザ対策ガイドライン準備マニュアル」(日本物流団体連合会 2009年8月)より作成。

## 2. 強毒性新型インフルエンザ（H5N1型）と季節性・弱毒性の違い

参考図表 2 - 1 新型インフルエンザと通常のインフルエンザとの違い

項目	新型インフルエンザ	通常のインフルエンザ
発病	急激	急激
症状 (典型例)	未確定(発生後に確定)	38 以上の発熱 咳、くしゃみ等の呼吸器症状 頭痛、関節痛、全身倦怠感等
潜伏期間	未確定(発生後に確定)	2～5日
人への感染性	強い	あり(風邪より強い)
発生状況	大流行性/パンデミック	流行性
致死率 1)	未確定(発生後に確定) アジア・インフルエンザ: 約 0.5% スペイン・インフルエンザ: 約 2%	0.1%以下

1) 致死率 = 一定期間における当該疾病による死亡者数 / 一定期間における当該疾病の罹患者数  
資料) 新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議「新型インフルエンザ対策ガイドライン」平成 21 年 2 月 17 日、p97 より作成。

参考図表 2 - 2 強毒性新型インフルエンザと弱毒性新型インフルエンザの比較

	弱毒性新型インフルエンザ	強毒性新型インフルエンザ
由来	弱毒性鳥インフルエンザに由来	強毒性鳥インフルエンザに由来
過去の発生例	1918: スペインかぜ (H1N1) 1957: アジアかぜ (H2N2) 1968: 香港かぜ (H3N2) 2009: ブタ由来 H 1 N 1 (H1N1)	過去に発生例はないが、可能性が危惧されている。 1997: 香港での H5N1 型 2003: 香港での H5N1 型 オランダでの H7N7 型
病気	呼吸器に限局したインフルエンザ	全身感染、重症肺炎、脳炎、 多臓器不全

資料) 田代真人監修、岡田晴恵編著「新型インフルエンザの企業対策 - 事業継続と社会的責任」2009 年 4 月 (日本経済出版社) p106 より作成。

参考図表 2 - 3 強毒性 ( H 5 N 1 型 ) 新型インフルエンザ大流行の経済的影響予測

予測機関	予測内容
カナダ経済団体	北米で 3 万 5 千社の倒産 1930 年の世界大恐慌以上の大恐慌が起きると予測
世界銀行 WHO	最初の 1 年で 8000 億ドル ( 世界経済の 2% ) の損失
米国国家安全保障会議	米国だけで 13 億 ~ 6380 億ドルの損失
オーストラリア 農業資源経済局	日本国内の GDP は 30 兆円 ( 6.1% ) の損失
フィッチ ( 格付け機関 ) 生命保険支払い	EU : 349 億ドル 米国 : 18 億ドル

資料) 田代真人監修、岡田晴恵編著「新型インフルエンザの企業対策～事業継続と社会的責任」2009 年 4 月 ( 日本経済出版社 ) p166 より作成。

### 3. 社会機能維持者の分類・具体例と重要業務特定の視点

参考図表 3 - 1 社会機能維持に関わる者として事業継続を要請される事業者

	医療従事者	機能低下を来した場合、国民の生命の維持に支障を来すもの (医療従事者、救急隊員、医薬品製造販売業者等)
社会機能の維持に関わる事業者	治安維持	機能低下を来した場合、治安の悪化のため社会秩序が維持できないもの (消防士、警察職員、自衛隊員、海上保安庁職員、矯正職員、法曹関係者等)
	ライフライン関係	機能低下を来した場合、最低限の国民生活が維持できないもの (電気事業者、上下水道関連事業者、ガス事業者、石油事業者、熱供給事業者、金融事業者、情報処理事業者、食料品・生活必需品製造販売事業者、鉄道業者、道路旅客・貨物運送業者、航空運送事業者(国内線関係)、水運業者(国内線関係)等)
	国又は地方公共団体の危機管理に携わる者	機能低下を来した場合、最低限の国民生活や社会秩序が維持できないもの (国会議員、地方議会議員、都道府県知事、市町村長、国家公務員・地方公務員のうち危機管理に携わる者、在外公館職員、航空運送事業者(国際線関係)、水運業者(国際線)等)
	国民の最低限の生活維持のための情報提供に携わる者	機能低下を来した場合、情報不足により社会秩序が維持できないもの (報道機関、重要なネットワーク事業・管理を行う通信事業者等)

注) 網掛けは物流業に該当すると思われる業種・事業者。

資料) 「事業者・職場における新型コロナウイルス対策ガイドライン(改定案)」(厚生労働省、平成 20 年 7 月)より作成。

参考図表 3 - 2 重要業務特定の視点

事業者の区分	重要業務の評価指標例
一般の事業者	医療従事者または社会機能の維持に関わる事業者の重要業務に関連する業務
	経営上重要な業務(顧客・市場、株価、財務、コンプライアンス等の視点から)
	上記の業務を遂行するための基盤的な業務(人事、施設管理、ITシステム管理等)
社会機能の維持に関わる事業者	新型コロナウイルスの流行期間(国内発生から小康状態までの2カ月間程度)停止すると、国民生活に多大な影響を与えるような業務

注) 太枠は、社会機能維持者の場合の視点。

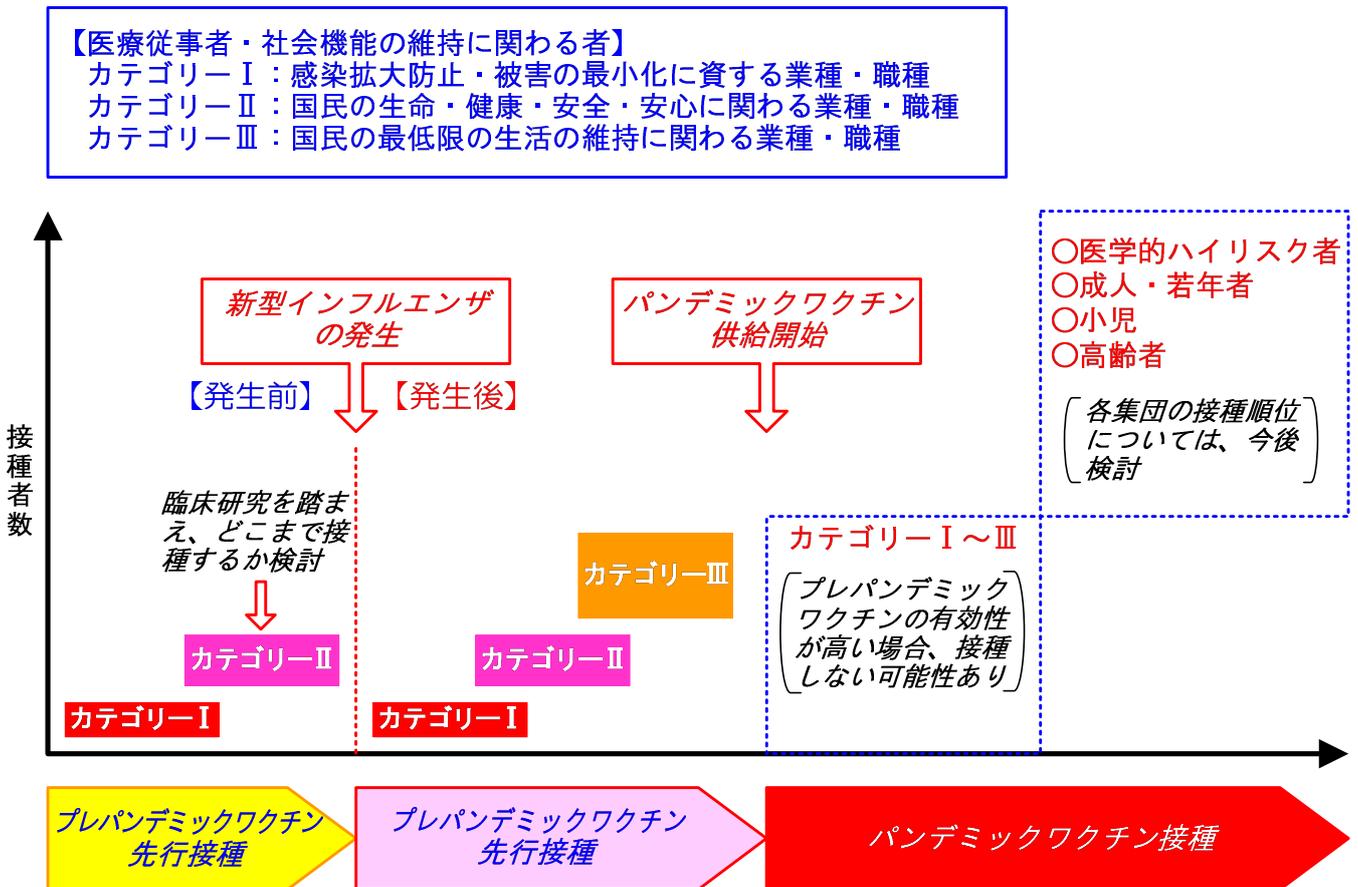
資料) 「事業者・職場における新型コロナウイルス対策ガイドライン(改定案)」(厚生労働省、平成 20 年 7 月)より作成。

## 4. 強毒性（H5N1型）プレパンデミックワクチンとパンデミックワクチン

参考図表 4 - 1 プレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの違い

	プレパンデミックワクチン	パンデミックワクチン
製造方法	現在流行中のH5N1型鳥インフルエンザのウイルスをもとに、製造するワクチン	新型インフルエンザの発生出現後に、そのウイルスから製造するワクチン
備蓄	3,000万人分備蓄。 (平成21年3月時点)	備蓄不可能。実際にパンデミックが発生しないと製造できない。
接種対象者	医療従事者、社会機能維持者等に優先接種。	全国民に接種する計画
効果・問題点等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染・発症は防止できないが、重症化、全身感染を阻止、自宅療養を可能とし、医療機関の負担軽減効果が見込まれる。</li> <li>・国民の7割が事前接種すれば、大流行を回避できる可能性がある。</li> <li>・実際の流行ウイルスの型、抗原性が大きく異なる可能性もあり、感染・発症は防止できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際に発生しているウイルスから製造、流行ウイルスと抗原性が一致するため、高い効果が見込まれる。</li> <li>・現在の製造方法では、国民全員分のワクチン製造・提供には、1年半を要する。</li> <li>・ワクチン接種後、免疫獲得まで1か月以上を要する。</li> </ul>

参考図表 4 - 2 ワクチン接種計画のイメージ



資料)「新型インフルエンザワクチン接種の進め方について(第1次案)」(新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議、平成20年9月18日)より作成。

参考図表 4 - 3 先行的なワクチン接種の対象者とその優先順位

カテゴリー		細分類	対象となる業種・職種
	新型インフルエンザ発生時に即時に第一線に対応する業種・職種	感染拡大防止・被害の最小化に資する業種・職種	医療従事者(感染症指定医療機関、発熱外来等の職員)、保健所職員、救急隊員、消防隊員(以上、新型インフルエンザ対策に携わる者)、在外公館職員、CIQ関係職員(検疫所、入国管理局、税関職員)、警察職員(新型インフルエンザ対策に携わる者)、停留施設従事者、自衛隊員、海上保安庁職員(新型インフルエンザ対策に携わる者)、航空事業者(国際線関係)、空港管理者及び空港機能維持者(検疫集約実施空港)、水運業者(水運業(外航海運業)、海運代理店業(外航海運)、水先業)
	国民の生命・健康・安全・安心に関わる業種・職種	新型インフルエンザ対策に関する意思決定に関わる者	国・地方自治体の意思決定に関わる者(首相・閣僚等、関係省庁の対策本部要員、自治体の長その他危機管理上の意思決定に関わる者)
		国民の生命・健康の維持に関わる業種・職種	医療従事者(カテゴリー 以外の医療機関の職員)、福祉・介護従事者、医薬品関連業者、医療機器関連業者
		国民の安全・安心の確保に関わる業種・職種	消防職員、警察職員、自衛隊員、海上保安庁職員(以上、新型インフルエンザ対策に関わる者以外)、海事関係職員、港湾管理者(検疫集約実施港)、国会議員、地方議会議員、報道機関職員、通信事業者、矯正職員、更生保護官署職員、法曹関係者
	国民の最低限の生活の維持に関わる業種・職種	ライフラインの維持に関わる業種・職種	電気事業者、原子力事業者、水道関連事業者、ガス事業者、熱供給事業者、石油事業者、航空事業者(国内線関係)、空港管理者(検疫集約実施空港以外)、港湾管理者(検疫集約実施港以外)、鉄道事業者、道路旅客・貨物運送事業者、運輸に付帯するサービス業(港湾運送業)、道路管理者、倉庫業、水運業者(水運業(内航海運業)、海運代理店業(内航海運))、食料品・生活必需品の販売・流通関係者、食料品製造業者、生活必需品・衛生用品関連業者、金融事業者、情報システム関連事業者、郵便事業者、火葬・埋葬事業者、廃棄物処理業者、国家公務員・地方公務員(最低限の国民生活維持に関わる者)

注1) すべてのカテゴリーにつき、対象となる業種・職種の機能を維持するために必要な運送事業、警備事業、情報システム関連事業等に従事する者を含む。

注2) 網掛けは物流業に該当すると思われる業種・事業者。

注3) カテゴリー番号は優先順位を示しており、カテゴリー カテゴリー カテゴリー の順番で優先接種。

資料)「新型インフルエンザワクチン接種の進め方について(第1次案)」(新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議、平成20年9月18日)より作成。

## 5. 人から人への感染経路

通常の季節性インフルエンザの人への主要な感染経路は、**飛沫感染と接触感染**であるとされており、**新型インフルエンザ**についても、この2つが主な感染経路とみられます。

**空気感染**の可能性も否定はできませんが、一般的に起きるとする科学的な根拠はないため、**事業所・職場では、空気感染を想定した対策よりも、飛沫感染と接触感染を想定した対策の実施・徹底が必要となります。**

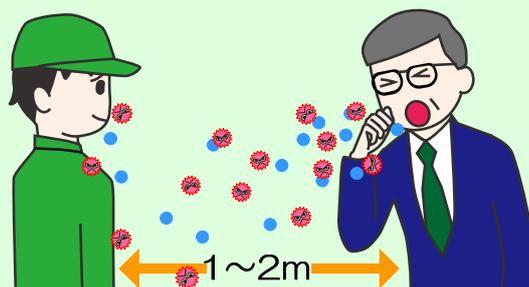
資料)「新型インフルエンザ対策ガイドライン」(新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議、平成21年2月17日)より作成。

### 飛沫感染

感染した人が咳やくしゃみをすることで排泄する、ウイルスを含む飛沫(5ミクロン以上の水滴)が飛散し、これを健康な人が鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することによって感染する経路を指します。なお、咳やくしゃみ等の飛沫は、空气中で1~2メートル以内しか到達しません。

免疫がない人

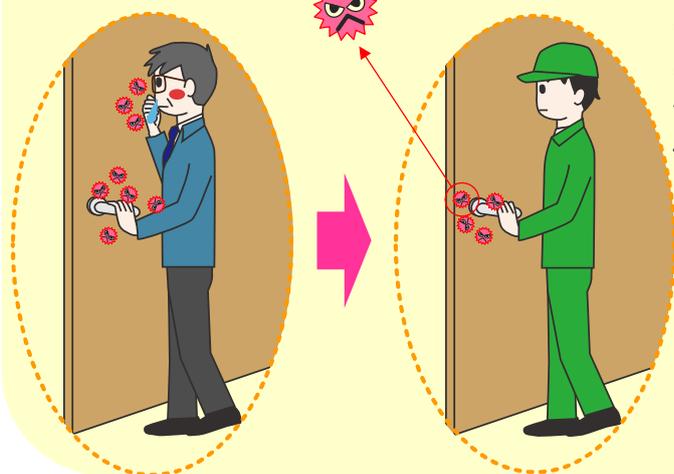
感染者



### 接触感染

感染者

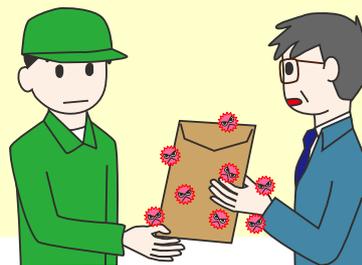
免疫がない人



皮膚と粘膜・創の直接的な接触、あるいは中間物を介する間接的な接触による感染経路を指します。例えば、患者の咳やくしゃみ、鼻水などが付着した手で、机、ドアノブ、スイッチなどを触れた後に、その部位を別の人が触れ、かつその手で自分の眼や口や鼻を触ることによって、ウイルスが媒介されます。

免疫がない人

感染者



### 空気感染

飛沫の水分が蒸発して感染し、さらに小さな粒子(飛沫核)となって空气中を漂い、離れた場所にいる人がこれを吸い込むことによって感染する経路です。飛沫核は空气中に長時間浮遊するため、対策としては特殊な換気システム(陰圧室)やフィルター等が必要となります。ただし、**新型インフルエンザが空気感染するという科学的根拠はありません。**

感染者

免疫がない人



## 6. 感染者を出した事業所が特定すべき「濃厚接触者」

強毒性の新型インフルエンザ（H5N1型）が発生した際、感染拡大の初期段階（国内発生早期）においては、同じ職場・事業所で感染者が発見された場合、濃厚接触者が自宅待機（最大10日間）するケースが想定されています。そのため、継続する重要業務を決定する際には、**濃厚接触者が自宅待機することを想定した検討**を行う必要があります。

また、医療機関等に搬送された職場内の疑似感染者が、その後の診断により感染が確定した場合、事業者では**社内外で感染者と接触した人を特定、連絡**する必要があります。

具体的には以下のような人が「濃厚接触者」に該当するものとされています。

資料)「新型インフルエンザ対策ガイドライン」(新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議、平成21年2月17日)より作成。

### 同居者

患者と同居する者

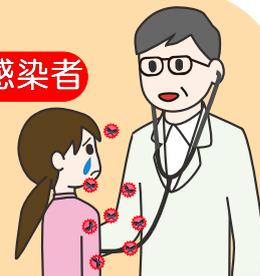


感染者

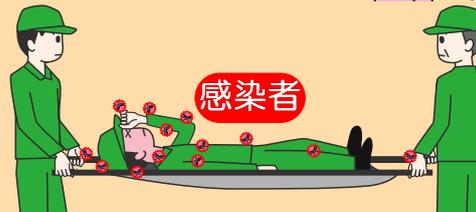
### 医療関係者

患者の診察、処置、搬送等に個人防護具（マスク等）の装着なしに直接携わった医療関係者や搬送担当者。

感染者



感染者



### 汚染物質への接触者



患者由来の体液、排泄物等に、個人防護具の装着なしで接触した者。具体的には個人防護具なしで患者由来検体を取り扱った検査従事者、患者の使用した化粧室、洗面所、清具等の清掃を行った者等。



### 直接対面接触者

感染者



手で触れること、会話することが可能な距離で、患者と対面で会話や挨拶等の接触があった者。接触時間は問わない。勤務先、学校、医療機関の待合室、会食等での近距離接触者等が該当する。

感染者



感染者



### [中小企業庁の支援措置]

中小企業庁は、今回の新型インフルエンザA（H1N1）の流行により、旅館業など多くの中小企業の資金繰りへの影響が懸念されることから、影響を受ける中小企業を対象に「金融支援対策特別相談窓口の設置」、「セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）の適用」、「既往債務の返済条件緩和等の対応」、「緊急保証の拡大」などの支援措置を実施しています。

(URL)

- ・「新型インフルエンザに係る中小・小規模企業者への対策について」  
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/2009/090522SwinefluTaisaku.htm>
- ・「新型インフルエンザへの対応について（中小企業金融）」  
<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2009/090522SwinefluTaiouKinyu.htm>
- ・「緊急保証の指定業種を見直します。」  
<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2009/090616ShiteiMinaoshi.htm>

### [参考文献]

- ・「新型インフルエンザ対策ガイドライン『事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン』」  
新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議  
(2009年2月17日)
- ・「中小企業BCP策定運用指針を用いた新型インフルエンザ対策のための中小企業BCP（事業継続計画）策定指針」  
中小企業庁（2009年3月）
- ・「新型インフルエンザの企業対策 事業継続と社会的責任」  
田代真人監修 岡田晴恵編著 日本経済新聞出版社（2009年4月）
- ・「新型インフルエンザ対策マニュアルの作り方」  
総監修/鈴木 宏 監修/本田茂樹 企画・構成/長崎 昇 時評社（2009年4月）
- ・「新型インフルエンザA（H1N1）対策のための事業継続計画」  
中小企業庁（2009年9月）



社団  
法人 **日本物流団体連合会**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番3号  
全日通霞が関ビル5階

TEL 03(3593)0139(代表)

URL <http://www.butsuryu.or.jp>